

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 総則

事業所は、利用者の健康と安全を確保するために、訪問看護サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

2. 事業所における感染対策に関する基本方針

南天訪問看護ステーションは、利用者に適切かつ安全で質の高い訪問看護サービスを提供するため、事業所内での平常時の感染防止の対策、および感染症発生時の対策に取り組むための基本的な指針を以下のとおり定めます。

- (1) 管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内や府内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障害者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

4. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

① 設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

② 感染対策委員会の構成メンバー 看護職員、リハビリ職員

③ 感染対策委員会の開催 おおむね 12月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④ 感染対策委員会の役割

A) 事業所内感染対策の立案

B) 感染症発生時の対応の検討

C) 情報の収集、整理、全職員への周知

- D) 行動マニュアル(BCP)等の作成、見直し
- E) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

5. 職員研修の実施

当事業所の職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 全職員を対象とした定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

6. 訓練（シミュレーション）に関する基本方針

- (1) 訓練（シミュレーション）は、感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染対策を講じた状態での看護等の演習の訓練を行う。
- (2) 全職員を対象として、年1回以上実施する。

7. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」をもとに対応する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 呼吸器衛生（マスク・咳エチケット）
- C) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

8. 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。

- (3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4)个人防护具（手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）を必要に応じて使用する。
- (5)サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

9. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1)事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3)「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

10.「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業者内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。